

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第12回本部員会議

日時：令和2年4月17日(金) 15:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況等について

(2) 全都道府県を対象とした緊急事態宣言への対応について

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況等について

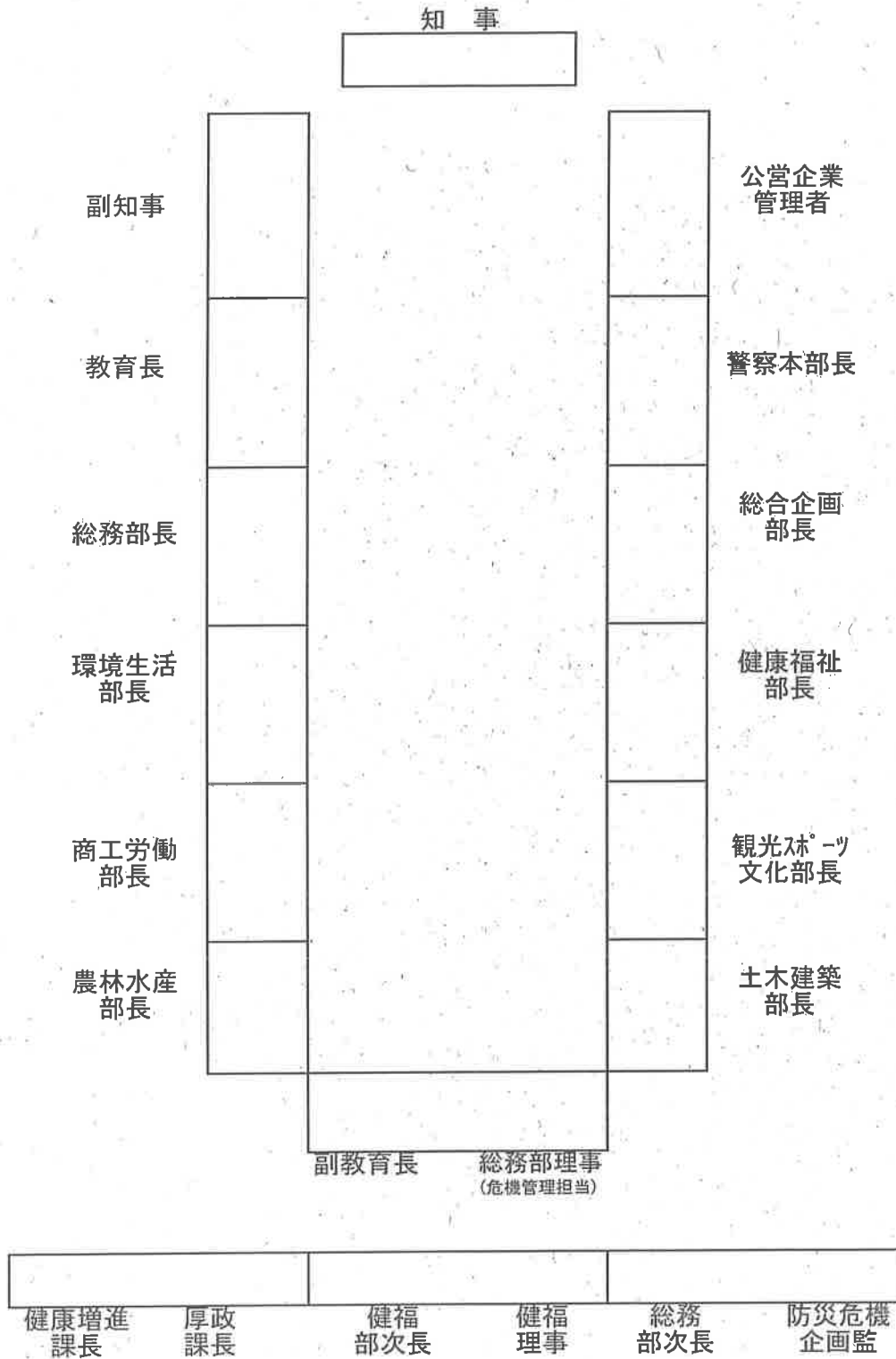
資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

資料3 子育て中の保護者・子どものための相談窓口の紹介

資料4 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第12回本部員会議 配席図

日時：令和2年4月17日(金)15:30～
 場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第12回本部員会議

日時：令和2年4月17日(金) 15:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

(1) 感染者数等 (厚生労働省公表数字)

ア 全世界 (4/16 12:00 現在) 【日本を除く】

(人)

患者数	2,020,985	中国国内	82,341
		中国以外(200以上カ国・地域)	1,938,644
死亡者数	135,740	中国国内	3,342
		中国以外	132,398

※中国以外感染者の多い国…アメリカ(637,359)、スペイン(177,633)、イタリア(165,155)、ドイツ(134,753)
3/11、WHOは「パンデミック(世界的大流行)と表現できるとの判断に至った」と表明

イ 日本国内 (4/16 12:00 現在)

(人)

	P C R 検査 実施 人数	検査陽性											死 亡 者
		う ち 無 症 状	う ち 有 症 状	う ち 症 状 確 認 中	退 院 者	入 院 中 の 者	軽 く 中 等 症	人 工 呼 吸 器 等	確 認 中	入 院 待 機 中	症 状 有 無 確 認 中		
① 国内発生 (②除く)	81,825	8,442	513	5,309	2,620	918	7,388	3,848	193	550	177	2,620	136
② チャーター機	829	15	4	11	0	15	0	0	0	0	0	0	0
合計	<u>82,654</u>	<u>8,457</u>	<u>517</u>	<u>5,320</u>	<u>2,620</u>	<u>933</u>	<u>7,388</u>	<u>3,848</u>	<u>193</u>	<u>550</u>	<u>177</u>	<u>2,620</u>	<u>136</u>

※ 4/16 までに、46 都道府県で発生

ウ 山口県

検査陽性29人(下関市、山口市、下松市、周南市、光市、
岩国市、宇部市、防府市)

例目	陽性 確定日	市町	年齢	性別	備考
1	3/3	下関市	40代	男	県外へ出張
2	3/5	下関市	40代	女	1例目の濃厚接触者
3	3/5	下関市	10歳未満	非公表	1例目の濃厚接触者
4	3/22	下関市	40代	男	フィリピン国籍
5	3/25	山口市	20代	男	ヨーロッパへ留学
6	3/26	山口市	40代	女	5例目の濃厚接触者
7	4/3	下関市	20代	男	県外から帰山
8	4/4	下松市	40代	男	県外へ出張
9	4/5	周南市	30代	男	8例目の同僚等
10	4/5	周南市	40代	男	
11	4/5	下松市	40代	男	
12	4/5	下松市	50代	女	
13	4/6	周南市	20代	女	10例目の濃厚接触者
14	4/7	周南市	40代	男	9例目の濃厚接触者
15	4/7	光市	20代	男	11例目の濃厚接触者
16	4/7	下松市	60代	男	
17	4/8	光市	60代	女	15例目の濃厚接触者

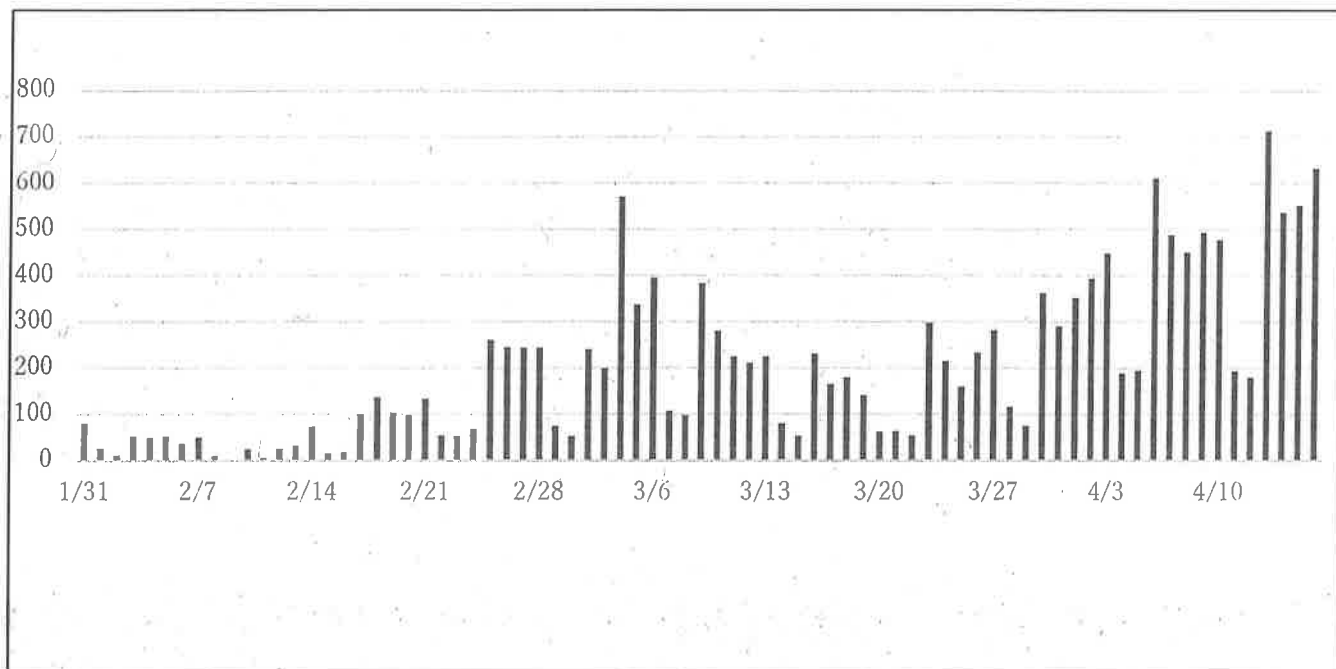
18	4/10	山口市	50代	男	三重県の事例の濃厚接触者
19	4/11	岩国市	10代	男	福岡県からの帰省者
20	4/12	岩国市	30代	女	19例目の濃厚接触者
21	4/12	岩国市	10代	女	19例目の濃厚接触者
22	4/12	下関市	70代	男	
23	4/12	山口市	30代	男	県外へ出張
24	4/13	山口市	30代	女	23例目の濃厚接触者
25	4/14	宇部市	40代	男	県外（調査中）
26	4/15	山口市	50代	男	25例目の濃厚接触者
27	4/15	防府市	10代	女	25例目の濃厚接触者
28	4/15	防府市	40代	男	25例目の濃厚接触者
29	4/16	山口市	20代	男	26例目の濃厚接触者 県外から帰山

(2) 本県の取組

ア 相談対応 (1/31～4/16)

全県相談件数 : 15,742件

(件)



2月13日：国内初の感染者の死亡

3月3日：県内初患者発生

2月17日：相談・受診の目安を国が公表

3月22～4月16日：県内4～29例目患者発生

2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表

イ 相談内容等 (1/31～4/16) (区分の重複あり)

(件)

区分 (相談列)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡航 (海外情報)	その他	計
件数	7,513	2,228	859	112	6,503	17,215

健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言:6,252件

ウ PCR検査 (2/15～4/16)

これまで、977人にPCR検査を実施し、陽性者は29名

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、政府対策本部長は、感染拡大防止に対応するため、4月16日、その対象区域を全都道府県に拡大した。

1 緊急事態措置を実施すべき区域及び期間

宣言発令	対象区域（特定都道府県）	期 間
4月 7日	東京、千葉、埼玉、神奈川、大阪、兵庫、福岡	4月 7日～5月6日
4月16日	本県を含む40道府県	4月16日～5月6日

※ ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められる場合は、速やかに緊急事態は解除される。

《対象区域を拡大した理由》

- ・北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府は、当初区域である7都道府県と合わせて「特定警戒都道府県」とし、特に重点的に取り組むため
- ・本県を含むその他の県でも感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間中の人の移動を最小化する必要があるため

2 緊急事態の概要

以下の2点から、緊急事態が発生したと認められた。

- ① 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること
- ② 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていること

3 特定都道府県が実施する主なまん延防止措置

特定都道府県には、基本的対処方針（4/16変更）に基づき、接触機会の低減に徹底的に取り組むため、以下の対応等が求められている。

- ① まずは、特措法に基づく外出の自粛について協力の要請を行うこと
- ② 施設の使用制限の要請・指示を行う場合には、国と協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、①の効果を見極めた上で行うこと
- ③ 大型連休期間においては、特措法に基づき都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう住民に協力を要請すること
- ④ 特定警戒都道府県以外の県は、施設の使用制限等について、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、実施の判断を行うこと

緊急事態宣言

特措法第24条第9項
特措法第45条第2項等

▼都道府県知事が実施可能になる措置

住民に外出自粛を要請

⇒ 強制力なし

臨時医療施設の土地や
建物の強制使用

⇒ 強制力あり

学校や福祉施設などの
使用停止の要請や指示

※別表参照 ⇒ 強制力なし

医療用品やマスク、食品
の売り渡し要請、収用、
保管命令⇒

強制力あり

音楽やスポーツなどの
イベント開催制限の
要請や指示

⇒ 強制力なし

運送事業者に緊急物資の
輸送要請、指示

⇒ 強制力あり

※別表「基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）」

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、 その他これらに類する遊興施設等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、 その他これに類する運動施設又は遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用 に供する部分に限る。）※床面積の合計が1,000㎡を超 えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サー ビス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中 家庭内の「不安・心配」なことを相談してみませんか？

新型コロナウイルスの感染拡大により、健康面や経済面の心配が続き、先が見えない中、お子様の学校の休みも長くなり、親も子も不安が募り、気持ちが減ってしまい、お子様にきつく当たってしまったり、夫婦喧嘩をしてしまったりすることが、増えていませんか？

気持ちを誰かに話したり、相談することで、つらさが和らぐことがあります。そうした時に、気軽に相談できる相談窓口をご紹介します。

市町名	担当窓口名	電話番号
下関市	こども家庭支援課 相談支援係	083-231-1432
宇部市	こども・若者応援課 子育て世代包括支援センター	0836-31-1732
山口市	子育て保健課 家庭児童相談室	083-934-2896
萩市	子育て支援課 家庭児童相談室	0838-25-3536
防府市	子育て支援課 こども相談室	0835-25-2414
下松市	子育て支援課 家庭児童相談室	0833-45-1873
岩国市	こども支援課 こども相談室	0827-29-5076
光市	子ども相談センターきゅっと	0833-74-5910
長門市	子育て支援課 家庭児童相談室	0837-23-1225
柳井市	社会福祉課 家庭児童相談室	0820-22-2111(190,194)
美祢市	地域福祉課 地域子育て支援室	0837-52-5228
周南市	あんしん子育て室 こども・子育て相談センター	0834-22-0850
山陽小野田市	子育て支援課 家庭児童相談室	0836-82-2527
周防大島町	福祉課 家庭児童相談室	0820-77-5505
和木町	保健相談センター	0827-52-7290
上関町	保健福祉課 子育て支援係	0820-62-0184
田布施町	町民福祉課 児童係	0820-52-5810
平生町	町民福祉課 こども班	0820-56-7113
阿武町	健康福祉課 福祉保険係	08388-2-3115

児童相談所
虐待対応ダイヤル

189(いちばやく) 通話料無料

児童相談所名	電話番号	児童相談所名	電話番号
中央児童相談所	083-902-2189	宇部児童相談所	0836-39-7514
岩国児童相談所	0827-29-1513	下関児童相談所	083-223-3191
周南児童相談所	0834-21-0554	萩児童相談所	0838-22-1150

がんばっているみんなへ たいせつなおねがい

新型^{しんがた}コロナウイルスが^{りゅうこう}流行して、学校^{がっこう}が休み^{やす}になったり、お家^{うち}にいること
が増^ふえたり、がまん^がすることが増^ふえていますね。

がまん^がしたり、心配^{しんぱい}なことが続^{つづ}くと、疲れ^{つか}れてしまいますね。

ずつとがまん^がすることが続^{つづ}くと、皆^{みな}さんも、みな^{みな}さんの家族^{かぞく}も、ときどきイ
ライラ^らしているかもしれ^しませんね。

もし、みんな^{みな}の家族^{かぞく}のイライラ^らが強^{つよ}すぎて、困^{こま}ってしまったら、一人^{ひとり}で悩^{なや}ま
ず、誰^{だれ}かに相談^{そうだん}しましょう。

何か^{なに}あれば、下^か記^きの連絡^{れんらく}先^{さき}まで、気軽^{まが}に相談^{そうだん}してください。

相談 ^{そうだん} の種類 ^{しゅるい}	電話 ^{でんわ} できる日 ^{にち} 時 ^じ	窓口 ^{まどぐち} の名 ^な 前 ^{まえ}	電話 ^{でんわ} 番 ^{ばん} 号 ^{ごう}
悩み ^{なや} 全般 ^{ぜんぱん} 虐待 ^{ぎやくたい} のこと	毎日 ^{まいにち} 24時間 ^{じかんたいお} 対応 ^{おう} (通話料 ^{つうわりょう} 無料 ^{むりょう})	児童 ^{じどう} 相談 ^{そうだん} 所 ^{じょ} 虐 ^{ぎやく} 待 ^{たい} 対応 ^{たいお} ダイヤル	189(いちはやく)
悩み ^{なや} 全般 ^{ぜんぱん} 虐待 ^{ぎやくたい} のこと	毎日 ^{まいにち} 24時間 ^{じかんたいお} 対応 ^{おう}	児童 ^{じどう} 家 ^か 庭 ^{てい} 支 ^し 援 ^{えん} センター	0835-26-1152(海北) 0836-65-1188(清光) 083-250-8721(紙風船) 0834-25-0605(ぼけっと) 0827-28-5516(はるか)
悩み ^{なや} 全般 ^{ぜんぱん}	毎日 ^{まいにち} 16時 ^じ ~21時 ^じ	チャイルドライン	0120-99-7777
勉強 ^{べんきょう} 、学校 ^{がっこう} 生活 ^{せいかつ} など	平日 ^{へいじつ} 8:30~17:15	ふれあい総合 ^{そうごう} テレホン	083-987-1240
非行 ^{ひこう} 問題 ^{もんだい} 、家庭 ^{かてい} 、 ネット ^{ネット} に関する ^{かん} 悩み ^{なや} など	毎日 ^{まいにち} 24時間 ^{じかんたいお} 対応 ^{おう} 休日 ^{きゅうじつ} ・夜間 ^{やかん} は、当 ^{とう} 直 ^{ちよく} の警察 ^{けいさつ} 官 ^{かん} が対 ^{たい} 応 ^{おう}	ヤングテレホン・やまぐち (警察 ^{けいさつ} 本 ^{ほん} 部 ^ぶ 少年 ^{しょうねん} 課 ^か 内 ^{ない})	0120-49-5150 083-925-5150
心 ^{こころ} や体 ^{からだ} に危 ^き 険 ^{けん} を感 ^{かん} じることなど	毎日 ^{まいにち} 24時間 ^{じかんたいお} 対応 ^{おう}	24時間 ^{じかんこ} 子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310
思春 ^{ししゅん} 期 ^き の体 ^{からだ} のこと	毎日 ^{まいにち} 9:30~16:00 (祝 ^{しゅく} 日 ^{じつ} は休 ^{やす} み)	思春 ^{ししゅん} 期 ^き ほっとダイヤル	0835-24-1140
心 ^{こころ} の問題 ^{もんだい} について	平日 ^{へいじつ} 9:00~11:30 13:00~16:30 (土 ^ど ・日 ^{にち} ・祝 ^{しゅく} 日 ^{じつ} は休 ^{やす} み)	心 ^{こころ} の健康 ^{けんこう} 電話 ^{でんわ} 相 ^{そう} 談 ^{だん}	083-901-1556

県民の皆様・企業の皆様へのごお願い

全国各地で人の移動等により、新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえ、地域の流行を抑制し、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、令和2年4月16日から5月6日までの間、全都道府県に「緊急事態宣言」が発令されました。

本県の近隣県においても、感染が急速に拡大しており、県内でも感染者が相次いで確認されるなど、全く予断を許さない状況です。

県民の皆様、企業の皆様には、ご自身はもとより、大切な人の命を守るため、感染の拡大防止に向け、5月6日までの間、以下の点について、ご協力いただき、事態の収束に向け、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指していただきますようお願いいたします。

◎ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるようお願いいたします。また、県外からの帰省や来訪等を考えておられる方には、皆様から強く自粛を働きかけてください。

特に、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する必要があるため、協力をお願いいたします。

◎ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活維持のために必要なもの等を除き、外出の自粛をお願いいたします。特に、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は、自粛をお願いいたします。

◎ 職場への出勤は外出自粛等から除かれますが、まずは、在宅勤務（テレワーク）を強力に推進していただくとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を、今まで以上に進めていただきますようお願いいたします。

◎ 皆様お一人おひとりが、手洗い、「密閉、密集、密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。特に、3つの密が懸念される施設においては、適切な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

令和2年4月17日

山口県知事 村岡 嗣 政